

愛媛県旅費審査等業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、愛媛県旅費審査等業務（以下「委託業務」という。）を別添愛媛県旅費審査等業務委託仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料の額は、金 _____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 _____とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

（調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査し、乙に対して指示を行い、又は報告を求めることができる。

（報告及び確認）

第9条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に委託業務完了報告書（別紙様式1）を提出するものとする。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、直ちに委託業務完了の確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第10条 委託料の支払は年12回払とし、1回あたりの支払額を_____円
(うち消費税及び地方消費税_____円)とする。

2 乙は、毎月、前条第2項の甲による委託業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙からの正当な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託業務内容の変更)

第11条 甲は、必要があると認めたときは、委託業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲・乙協議のうえ、定める。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく委託業務に着手しないとき。
- (3) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 委託業務の実施に関し不正行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(その他の甲の解除権)

第13条 甲は、前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第15条 乙は、委託事業の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(守秘義務)

第16条 本委託業務を受託するに当たり、乙は次の事項を遵守する。

- (1) 委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならない。
- (2) 個人情報保護の重要性を十分認識し個人情報保護法、愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守して、適正かつ厳格な管理を行わなければならない。
- (3) 前2項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(使用者の義務)

第 17 条 乙は、委託業務従事者については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(資料等の管理)

第 18 条 乙は、この契約による委託業務を処理するために甲から貸与された資料、情報及び機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ委託業務以外の用途に使用してはならない。

(事故等の報告)

第 19 条 乙は、甲から貸与された資料、情報及び機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失(盗難を含む。)、滅失、その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(成果物の帰属)

第 20 条 委託業務の成果物及び資料に関する権利は、全て甲に帰属する。

(契約の費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については、松山地方裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和 45 年愛媛県規則第 18 号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲・乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県知事

乙

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、上記の義務を遵守させるため、委託業務に従事する社員、その他の者より、秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書(別紙様式2)を委託業務を開始する前に甲に提出しなければならない。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報
が記録された資料等は、業務完了後ただちに甲に返還するものとする。た
だし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが収集し、又は作成した
個人情報
が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は
消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うもの
とする。

(個人情報の運搬)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個
人情
報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は
滅失等
を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければ
ならない。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況
につ
いて、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適正な管理
を確
保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若し
くは資
料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを
知
ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関
し、
個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害
を賠
償しなければならない。再委託先の責めに帰する自由により甲又は第三
者に
損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、
こ
の契約の全部又は一部を解除することができる。

別紙様式1（第9条関係）

委託業務完了報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

年 月の委託業務を完了しましたので、愛媛県旅費審査等業務委託契約書第9条第1項の規定により委託業務完了報告書を提出します。

別紙様式 2（別記個人情報取扱特記事項関係）

愛媛県旅費審査等業務における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書

年 月 日

愛媛県知事 様

事業所の所在地
事業所の名称
代表者職氏名

印

愛媛県旅費審査等業務（以下「委託業務」という。）の処理にあたり、開示又は知り得た情報の取扱いについて、下記条項を遵守するとともに、その取扱いについて愛媛県の指導に従います。

また、当社又は当社従業員の責により愛媛県、愛媛県の職員及び第三者に損害を与えた場合は、復旧に全力を尽くすとともに、その損害の全てを賠償します。

なお、この委託業務に従事する者を別紙のとおり報告するとともに、当該従事者が愛媛県、愛媛県の職員及び第三者に損害を与えた場合は、当社が連帯して責任を負うことを誓約します。

記

第一条 愛媛県個人情報保護条例等の関係法令及び個人情報取扱特記事項を遵守します。

第二条 委託業務期間中及び委託業務完了後において、知り得た秘密情報を他に漏らしません。

愛媛県旅費審査等業務における従事者名簿

所 属	職 名	氏 名	印
	総括責任者		
	業務従事者		

愛媛県旅費審査等業務の従事期間中及び従事完了後において、知り得た秘密情報を他に漏らさないことを誓約します。